

TAKATSUKI

★ 農委だより

第104号

令和4年1月

編集・発行
高槻市農業委員会
〒569-0067
大阪府高槻市桃園町2番1号
TEL 072-674-7421

<http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>

新年明けましておめでとう
ございます。皆様におかれま
しては、幸多き新春をお迎え
のこととお慶び申し上げます。
また、平素から農業委員会活
動に各関係機関の方々のご理
解とご協力をいただき、心か
ら厚くお礼申し上げます。

昨年一昨年から引き続き、
新型コロナウイルス感染症の
拡大により市内の農業者の皆
様をはじめ、国民がさまざま
な環境下で影響を受けた一年
でありました。まだまだ予断
を許さない現状であります

令和4

新年のごあいさつ



よいよ開始
の運用がい
ど、農林業
の活性化と

新年明けましておめでとう
ございます。皆様におかれま
しては、健やかに新春をお迎
えのこととお慶び申し上げま
す。また、旧年中は、本市の
市政全般に対し、格別のご高
配を賜り、厚くお礼申し上げ
ます。

さて、一昨年に引き続き、
昨年も新型コロナウイルスが
世界の経済活動に大きな影響
を及ぼし、大阪府においても
3度の緊急事態宣言が発令さ
れました。また、本市農林業
祭が2年連続で中止になるな

が、一刻も早く通常の日々が
取り戻されるよう願うもので
ございます。

農業情勢におきましては、
農業委員会としても、これま



会長 橋本 俊彦
委員長 藤井 博

で制度の利用促進や農業者に
寄り添った周知活動を行って
きました「特定生産緑地制度」

いう点からも厳しい一年にな
りました。
さて、令和4年度から新た



市長 濱田 剛史

な計画期間を10年間とする農
林業基本計画（以下「計画」）
がスタートします。計画は農
業者の高齢化が進行する状況
においても、持続可能な農業

されることとなります。本市
の特長である都市農地の保全
のため、担い手への農地の集
積・集約化、遊休農地の解消・
防止など農業の持続的発展に
向けた活動に農業者の代表機
関として関係機関との連携を
深め、これからも委員一丸と
なり尽力いたしますので、皆
様のご理解・ご協力を賜りま
すようお願い申し上げます。

結びに、皆様のご健勝とご
多幸を心からお祈り申し上げ
ますとともに、希望に満ちた
明るい年となりますよう祈念
し、新年のご挨拶といたしま
す。

を実現するため、担い手の育
成、農地の保全・活用等の農
業施策の方針を示すもので、
①次代に継承する農業、②農
業・農村部の強靱化、③森林
の再生・未来への森づくり、
④都市と農山村の共生・対流
の4つを基本的方向性に掲げ
ています。

本市といたしましては、貴
委員会から提出された「農地
等利用最適化推進施策等に関
する意見」の提言も踏まえつ
つ、計画の着実な実践・推進
に鋭意取り組んでまいります
ので、皆様のご理解とご協力
をお願いいたします。

高槻市農業委員会
会長

副会長

常任委員

農業委員

農地利用最適化
推進委員

事務局長

橋本 俊彦

阪口 和義

高谷 敏宜

辻本 豊廣

堤井 博

岩村 玲子

中村 玲子

灰垣 和美

橋本 重治

橋本 吾陸

藪内 吾義

山本 正義

渡邊 美広

畑田 秀春

石村 和義

下村 正人

木下 仁志

植田 信夫

門川 信進

谷口 幸隆

藤井 靖之

職員一同

都市農業の持続的発展などを 要望し昨年12月に市長から回答



橋長会長（前列右）から濱田市長（同列左）へ

前号でお知らせしました意見に対し、昨年12月27日に市長から回答がありました。

意見書は、令和4年度の高槻市の予算に「農業者の声」を反映するため、農業委員会が農業者の意見を取りまとめたもので、主要な4項目と付帯する要望から構成されています。

本号では、主要な4項目についての意見とそれに対する市長からの回答をご紹介します。

令和
4年度

農地等利用最適化推進施策
等に関する意見

▼令和4年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見「はじめに」

わが国の農業において、農業者の高齢化や後継者不足が叫ばれるようになって久しい。本市においてもそれは例外ではなく、大都市への一極集中の煽りを受け、農業の後継者が流出し、高額な農業用機械の更新費用も相まって大変厳しい状況を迎えている。本委員会が市内の農業者の実態を把握し、農地の利用集積の推進に繋げるため、令和2年度に実施した「農地の利用に関するアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）において、市内全農家の8割に相当する約1,800世帯から回答をいただいたことから、市内の農業者の今後の営農についての関心の高さが表れており、その回答からは切実な状況が見取ることができる。

アンケート調査では、農業経営の縮小・廃止を余儀なくされていく理由として、多くの農業者が自身の年齢や体調に加え、後継者がいないことや農業用機械の更新に掛かるコストを不安として抱えていることが浮き彫りとなった。地域においては、これら課題に対して、農作業受委託組織の創設や農業用機械の共同化等に取り組むことで対応しようとする動きもある。市におかれても関係機関と連携し、本市の農業を取り巻く諸問題を打開するため、農業者を取り巻

【目次】

1 都市農業振興施策全般について	3面
2 地産地消や食育啓発、主産地育成事業の推進について	4面
3 農地の保全に向けた農業施設の整備について	4・5面
4 農空間を取り巻く良好な環境の形成について	5・6・7面

く実情に応じた施策の実現や国等の動向を見据えた情報提供に取り組まれない。

高度経済成長期に急速な発展を遂げた本市において、農地は食糧生産のみならず治水や住環境の保全等の役割を果たし、本市の魅力ある街づくりに寄与してきた。本委員会としても責務である農地の適正な利用に全力で邁進することにより、本市の農業の維持、そして発展に向けて取り組んでいく所存であるが、今後更に本市が多様な価値観を満たすことができる街として持続的な発展をするためにも、農地を支える農業者への支援が一層拡充されることを期待したい。

以下、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、農業者や農業関係団体等の意見・要望を、「農地等利用最適化推進施策等に関する意見」として取りまとめた。本市の農業の持続的発展のため、令和4年度の農業施策の立案や予算編成にあたり、所要の措置を講じられたい。

1 都市農業振興施策全般について

① 生産緑地法の改正に伴う対応

生産緑地法の改正に伴い「特定生産緑地制度」が創設され、令和4年から運用が開始される。市内の生産緑地の大部分は今年9月をもって、申請期限を迎えるものの、来年以降が申請期日となる生産緑地も依然存在するため、市においても制度の利用促進や利用を希望する農業者のスムーズな手続きのため、農業者に寄り添った周知活動や指定に引き続き取り組まれている。

【回答】「特定生産緑地制度」につきましては、令和4年及び令和5年に生産緑地指定から30年が経過する土地所有者を対象に説明会の開催や数度の個別通知を実施するなど、周知や指定に取り組んでまいりました。今後も都市農地の保全に向けて、引き続き農業関係団体や関係部局と連携しながら周知等に取り組み、指定を進めてまいります。

② 受託組織に対する支援

担い手不足を一因として、遊休農地が増加しており、雑草の繁茂や害虫の発生源とな

ることで近隣の営農にまで

支障をきたす事態が生じている。地域においてもJAたかつきと連携し、担い手の育成や受託組織の結成に取り組んでいるものの難航しており、市においても、行政主導型の制度づくりや補助金の条件緩和も含めた支援を検討されている。

【回答】受託組織につきましては、JAたかつきが取り組む農作業受託事業、後継者育成事業の取組に対する支援をはじめ、地域農業の担い手となる受託組織の育成などに、引き続きJAたかつきや農業関係団体と連携を図り、取り組んでまいります。

③ 農業用機械共同化に対する支援

農業用機械の共同化に対する支援については、現在は大阪版認定農業者に對する支援制度を活用し実施されて



現地調査をする委員

いるが、この制度の対象外となる地域共同事業及び個人受託事業に対しても市の施策において支援を検討されたい。

【回答】農業用機械の共同化につきましては、大阪府と連携を図りながら、大阪版認定農業者支援事業を活用し、引き続き支援してまいりますので当該事業をご活用ください。

④ 農業経営を継続していくための税負担等の軽減

相続税納税猶予制度の維持を国に申し働きかけるとともに、免除の確定までの期間については、後継者が不足している現状を鑑み、現在の終身から20年に短縮されるよう働きかけられたい。また、優良農地に対しては、相続税や固定資産税等の税負担がさらに軽減されるよう、国等に対して働きかけられたい。

は、国の「都市農業振興基本計画」において講ずべき施策の一つに税制上の措置が位置づけられていることも踏まえ、引き続き様々な機会を通じて、国に働きかけてまいります。

⑤ 優良な担い手の確保に向けた取り組み

これまで地域の農業を支えてきた担い手の高齢化が進み、離農や営農規模縮小が進む中で、市内の遊休農地も増加傾向にある。地域や関係機関と連携して、優良な担い手の確保や育成等の支援に取り組まれたい。

【回答】地域の農業者や大阪府等関係機関と連携し、市内新規就農者の技術指導や農地拡大等のサポートを行うことで、認定新規就農者を育成し、担い手不足の解消に努めてまいります。

⑥ 農業者との積極的な意見交換の実施

都市農業の重要性に鑑み、地区実行組合長会と行政との意見交換を積極的に行うとともに、小規模農家に対する営農活動への支援に取り組まれたい。

【回答】農業関係団体や地域との意見交換や勉強会等を開催しておりますので、引き続き

きこれらの機会を通じ、地域の実情に応じた効果的な施策の実施に努めてまいります。

⑦ 高温障害対策

気温が2℃上昇すると、米の収穫量は全国平均で約3%減少するとともに、米の品質も未熟米が多くなり、1等米比率が低下すると言われているなか、近年高温状態が続いている。これらの対策の1つとして、各地の農業研究センターでは、高温に耐えられる新品種が続々と開発されている現状にある。市においては、昨年度の回答で産地品種銘柄「にこまる」を設定している旨の回答をいただきましたが、その後の取り組みについて伺いたい。

【回答】大阪府が高温耐性に優れた産地品種銘柄として「にこまる」を設定されておりますが、現時点では、本市において高温障害の直接的な影響が発生しているという情報は把握しておりません。その後の取組につきましては、大阪府等を通じた情報収集に努めており、引き続き、国、大阪府及び関係機関の動向を注視し、府内の高温障害の状況や研究状況等の情報収集と情報提供に努めてまいります。

2 地産地消や食育啓発、主産地育成事業の推進について

① 学校給食における地産地消の推進

学校給食において、地域で作られた農産物を提供することは、次代を担う子どもたちに地域の良き食文化を守り伝えるという点で大きな役割を果たしている。また、地産地消を推進し、地域農業活性化を押し進めるという観点からも、地域の農業者が意欲的に取り組めるよう、すべての学校給食に地元の高槻産農産物の使用枠を設定するとともに、生産価格に見合う買取り価格が実現するよう支援されたい。また、市において学校給食での高槻産農産物の使用に取り組まれているが、学校以外の公共施設での使用についても検討されたい。

の増加を働きかけけるほか、学校以外の公共施設での使用についても検討してまいります。

② 学校学習田支援事業について

学校学習田事業は、昨今、新型コロナウイルスの影響により例年通りの事業実施は困難ではあるが、子どもたちに食の大切さを教えるのみならず、農地が地域の良好な都市環境の形成や景観の維持等多面的な機能を果たしていることを教える貴重な体験の機会でもあるため、今後も事業を継続していくために補助を継続・拡大されたい。



鎌を使って元気に稲を刈る子どもたち

ついて、地域または各校の判断に委ねられ、各々の地域では非常に難しい決断を迫られた。本事業に対する市全体としての基本的な方針を事業主体である教育委員会において示されたい。

【回答】本事業は、児童が農業や自然環境、食に対する理解を深めるだけではなく、地域・保護者の方々とともに力を合わせて取り組むことで、地域と学校のつながりを深める契機にもなっております。令和3年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響から規模が縮小になったものの、小学校30校で実施させていただきま

した。今後も予算確保に努めるとともに、協力農家や関係各所と引き続き連携を図りながら、支援していききたいと考えております。頂戴しましたご意見等については、関係機関において、情報共有を図られるよう努めてまいります。

また、コロナ禍における教育委員会としての教育活動に関する方針につきましては、大阪府の方針等を踏まえながらお示しさせていた

3 農地の保全に向けた農業施設の整備について

① 農道や水路等の整備

農道や農業用水路等は都市農業の維持発展のためには欠かせないのできない基盤であるが、老朽化や近年相次ぐ自然災害による甚大な被害により、安全性を欠き、利用に支障をきたす場面も多く見受けられる。これら施設の整備や補修に係る予算の拡充を行い、関係機関と連携して必要な点検作業や保守管理を徹底するなどの支援に取り組ま

たい。

【回答】地元農業関係団体等が管理する農業用水路等の農業施設の老朽化対策に係る予算については、地元農業関係団体等と協議・調整の上、農業基盤保全事業の予算確保に努めてまいります。また、これら施設の点検作業や保守管理につきましては、管理者である地元農業関係団体等に

だいていたところですが、引き続き、学校と連携を図りながら適切に対応してまいります。

いて実施いただくよう、お願いいたします。

す。また、市が管理している農道や水路につきましては、適正な維持管理に努めてまいります。

② 農業基盤保全事業の利用推進

農業施設の老朽化については、地域においても計画的に農業基盤保全事業を活用し、整備を実施しているものの、実施できていない施設も多いのが現状である。市においてもさらなる補助の拡充を検討されたい。また、農業経営のより一層の効率化を押し進めるため、農業基盤保全事業の一般土地改良事業における畦畔等改良整備に係る一事業200万円の限度額を撤廃された。また、中山間部には柵田の農地も多くあることから、受益面積10a以上及び直高0.9m以上の工事であるという要件を見直されたい。

【回答】 農業施設の老朽化等の対策につきましては、引き続き、農業基盤保全事業の計画的かつ効果的な活用をお願いいたします。市が管理している農道や水路につきましては、適正な維持管理に努めてまいります。農業基盤保全事業の一般土地改良における畦畔等改良整備の採択基準につきましては、限りある補助金を有効に活用するため、これまで通り実施してまいります

のみならず、防災対策としても意義があるため早期に実施されたい。

⑤ 小規模な農地の集約化事業の推進

【回答】 地元農業関係団体等が所有する農業用水確保のための井戸及びため池につきましては、農業基盤保全事業の活用をご検討ください。

【回答】 地元農業関係団体等が所有する農業用水確保のための井戸及びため池につきましては、農業基盤保全事業の活用をご検討ください。

畦畔除去等による農地の区画拡大のため、基盤整備に係る工事費を補助する「小規模基盤整備事業」が市において創設されたが、さらなる農業者に対する本制度の周知を通じて、農業者が効率的・経済的な農業を営むため、農業者の要望に応じた事業を積極的に推進されたい。

【回答】 レンゲの利用ににつきましては、地力増進や良好な景観形成、さらには市民への憩いの場の提供に寄与していることから、数量確保に努めながら、引き続き希望者へ種子の配布を行い、普及促進を図ってまいります。

【回答】 レンゲの利用ににつきましては、地力増進や良好な景観形成、さらには市民への憩いの場の提供に寄与していることから、数量確保に努めながら、引き続き希望者へ種子の配布を行い、普及促進を図ってまいります。

【回答】 小規模基盤整備事業につきましても、さらなる周知に努め、農業者の要望や実情に応じた効果的な事業を実施してまいります。

【回答】 農業用水が不足する地区において用水を確保するため、地域の実情を十分把握し、地域からの要望に応じて、井戸の新設に対して支援されています。また、各地に点在するため池（個人所有であっても地域で使用され水利権が発生する等）の整備・改修や耐震検査等は、農業用水の渇水対策

【回答】 農業用水が不足する地区において用水を確保するため、地域の実情を十分把握し、地域からの要望に応じて、井戸の新設に対して支援されています。また、各地に点在するため池（個人所有であっても地域で使用され水利権が発生する等）の整備・改修や耐震検査等は、農業用水の渇水対策

【回答】 農業用水が不足する地区において用水を確保するため、地域の実情を十分把握し、地域からの要望に応じて、井戸の新設に対して支援されています。また、各地に点在するため池（個人所有であっても地域で使用され水利権が発生する等）の整備・改修や耐震検査等は、農業用水の渇水対策

【回答】 農業施設の老朽化等の対策につきましては、引き続き、農業基盤保全事業の計画的かつ効果的な活用をお願いいたします。市が管理している農道や水路につきましては、適正な維持管理に努めてまいります。農業基盤保全事業の一般土地改良における畦畔等改良整備の採択基準につきましては、限りある補助金を有効に活用するため、これまで通り実施してまいります

【回答】 農業施設の老朽化等の対策につきましては、引き続き、農業基盤保全事業の計画的かつ効果的な活用をお願いいたします。市が管理している農道や水路につきましては、適正な維持管理に努めてまいります。農業基盤保全事業の一般土地改良における畦畔等改良整備の採択基準につきましては、限りある補助金を有効に活用するため、これまで通り実施してまいります

【回答】 農業施設の老朽化等の対策につきましては、引き続き、農業基盤保全事業の計画的かつ効果的な活用をお願いいたします。市が管理している農道や水路につきましては、適正な維持管理に努めてまいります。農業基盤保全事業の一般土地改良における畦畔等改良整備の採択基準につきましては、限りある補助金を有効に活用するため、これまで通り実施してまいります



さまざまな機能を有する三島江のレンゲ畑

4 農空間を取り巻く良好な環境の形成について

る工事費や電気代等の運用費、既存防護柵の補修等にも補助範囲を拡大されたい。

① 有害鳥獣対策

有害鳥獣被害の防止を目的に、「鳥獣被害防止特措法」が平成19年に成立し、国において広域鳥獣被害総合対策事業を実施しているものの、有害鳥獣による農作物の被害は後を絶たない。農業者の耕作意欲の増進となるよう、国に対し、本事業の継続実施を強く働きかけるとともに、市において地域主導による対策を謳う本法の趣旨に則り、以下の意見について対応されたい。

【回答】 有害鳥獣の被害対策として防護柵（電気柵含む）設置に対する事業につきましては、国事業の活用も検討し、引き続き予算の確保に努めてまいります。

（Ⅰ）市において従来から実施されてきた有害鳥獣対策事業の予算を増額し、各種補助施策について、一律5割の補助を実現されたい。

【回答】 有害鳥獣の防除対策としての捕獲檻の設置につきましては、国事業を活用し設置数の拡大に努めるとともに、地域農業者と協議し、既存檻の再配置等の有効利用を図ります。また、捕獲檻・囲い罠以外の罠につきましても、危険性や運用面に課題があることから、対象としておりません。

（Ⅱ）有害鳥獣の被害対策として防護柵の設置にあたり、補助の拡充に取り組みされたい。また、電気柵の設置に係る

【回答】 有害鳥獣の被害対策として防護柵の設置にあたり、補助の拡充に取り組みされたい。また、電気柵の設置に係る



原地区で行われる黒枝豆の収穫祭

市北部に広がりがつ
つあり、水田の被害も年々増加して
いる。現在は、各々の農業者で捕獲や
薬剤配布等の駆除・
防除作業を実施して
いるもの、面的な一斉駆除を行
わない限り、根絶
は困難である。既
に他自治体では駆
除に向けた支援を

開始しているところもあり、
早急に被害状況の調査を市内
全域で実施するとともに、駆
除・防除を推し進めるため、
有効な防除対策の指導及び防
除薬剤費の補助制度の新設を
検討されたい。

【回答】 ジャンボタニシの被害防除につきましては、地域での水路清掃活動や、利水管理等において防除に努めていただくようお願いいたします。なお、面的一斉駆除や農薬等に対する支援につきましては、各農業者や実行組合等で対応をお願いしたいと考えております。有効な防除対策の指導については、大阪府や関係団体と連携して被害防除に向けた情報提供に努めてまいります。

③不法投棄への対策

農道も含めた道路に隣接する農地は、ゴミの不法投棄やペットの糞等の被害に悩まされており、特に空き瓶やペットボトル、空き缶の投棄は、農業用機械が損壊する原因となるのみならず、農業者自身が怪我をする原因にもなりうる。「高槻市まちの美化を推進する条例」の運用を改善し、

同条例で定める「その他の公共の場所」に道路に隣接する個人の農地や山林等を含めることできれば、

【回答】 不法投棄につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」におきまして農地や山林に関わらず規制されており、個人及び法人ともに罰金や懲役等の罰則が

(Ⅳ) 近年はサルやカラス等の従来の柵やわなでは対処できない鳥獣による農産物の被害が増加傾向にある。特にサルによる被害は著しく防除対策を至急強化されたい。

【回答】 サルやカラスによる農作物への被害対策につきましては、有害鳥獣被害防止施設設置事業の活用をご検討ください。

(Ⅴ) 農産物に被害をもたらす鳥獣は下記に列記するよう
に多岐にわたっており、地域によって被害状況も異なる。そのため、市においても地域における被害状況を調査した上で、効果的な対策を実施するとともに、捕獲対象の有害

鳥獣に、近年被害が増加傾向にあるサルやハクビシン等を追加指定する等の対応を実施されたい。

(農産物に被害をもたらす鳥獣)
イノシシ、シカ、サル、アラ
イグマ、ヌートリア、ハクビ
シン、カラス、ヒヨドリ、ス
ズメ等

【回答】 農産物に被害をもたらす様々な種類の有害鳥獣の対応につきましては、猟友会や関係機関との連携を図りながら、農作物被害の防止に努めてまいります。

②ジャンボタニシの駆除について

ジャンボタニシの生息域が
市北部に広がりがつ
つあり、水田の被害も年々増加して
いる。現在は、各々の農業者で捕獲や
薬剤配布等の駆除・
防除作業を実施して
いるもの、面的な一斉駆除を行
わない限り、根絶
は困難である。既
に他自治体では駆
除に向けた支援を

同条例で定める「その他の公共の場所」に道路に隣接する個人の農地や山林等を含めることできれば、

【回答】 不法投棄につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」におきまして農地や山林に関わらず規制されており、個人及び法人ともに罰金や懲役等の罰則が

④農道の管理

農道での迷惑駐車が年々増加しており、農作業に支障をきたしているため、関係機関と連携し、迷惑駐車を取り締まりや看板を設置する等の対策に取り組みされたい。

【回答】 農道等での迷惑駐車等につきましては、地域において対応いただくとともに、告知看板等による啓発に努めてまいります。フェンスの設置につきましては、各農業者や農業関係団体等での対応をお願いいたします。



第一回定例総会で挨拶する濱田市長

設けられており
ます。公共の場
所へ不法投棄が
あった場合には、
対策も含めてそ
の場所の管理者
へ、私有地の場
合には警察へご
相談ください。
農地へのゴミの
不法投棄につき
ましては、告知

⑤農業用水路等の管理

農業用水路における不法投棄、汚泥、土砂、空き缶等のゴミの堆積や葎や水草の繁茂は、悪臭や下流への流れの障害の原因となっており、近年の集中豪雨の際に度々発生する水位の急上昇の一因にもなっている。

【回答】市が管理する公有水路につきましては、引き続き、清掃等を行い、機能維持に努めてまいります。また、草やゴミの回収につきましても、地元農業関係団体等と連携しながら、継続してまいります。

⑥農道や農業用水路の恒常的管理

農道や農業用水路について、現在は地域の農業者において、除草作業を始めとした管理が行われているが、担い手の高齢化と減少が進行する中で、従来の管理方法の継続が困難になることが想定されることから、行政における恒久的な支援を検討されたい。また、市の管理する農道や農

業用水路について、個人や地域において除草や清掃が行われているところもありますので、適正な維持管理に取り組みたい。

【回答】地元農業関係団体等が所有する農道や農業用水路につきましては、地元管理を原則としてのことから、持続可能な管理方法等についてご検討いただきますよう、お願いいたします。また、市が管理する農道や公有水路につきましても、機能に支障がないよう適切に維持管理してまいります。

⑦ため池の適正な管理

ため池の適正な管理に向けて、各地域としてため池にフェンスを張り巡らせ危険を回避するために努めているところである。市においても、教育委員会や各自治会を通してその有用性、危険性について啓発に取り組みとともに、ため池の適正な管理に係る柵の修繕費用等について支援されたい。また、ため池に対するゴミの不法投棄や葎やアゾラ・クリスタタ（オオアカウキクサ）等の駆除に向けた対策に取り組みされたい。

【回答】ため池に入るなどの

行為は、安全面においても非常に危険であるため、学校を通じて小中学生に対し、ため池に立ち入らないよう指導してまいります。ため池の安全柵につきましては、地元農業関係団体等の施設となるため、農業基盤保全事業の活用をご検討ください。ヒシ等の駆除対策につきましても、日常

管理の一環としてご対応ください。⑧農業用水の水質保全 農業用水路やため池において、ゴミ等の不法投棄や近隣で開発が行われた事業所や幹線道路等から流入する油類により水質汚染が生じている。地域において監視強化を図っているもの、市においても地元実行組合の要望に応じ、



遊休農地利用状況調査を実施する委員及び調査員

取水期のみならず、平時から水質検査を実施するとともに、関係機関と連携し、警告看板の設置や事業者等に対する指導を始めとした対策に取り組みされたい。

【回答】農業用水の水質検査につきましては、取水期に市内9地点で実施し、その結果を市ホームページにて公表してまいります。また、パトロールや通報等により水質汚濁等が確認された場合は、原因者に対する改善指導を行い、油や汚水等の流入の未然防止を図っております。なお、水質検査の頻度については、必要に応じて検討を行ってまいります。農業用水等に関する関係のある開発事業については、開発事業の手続等に関する条例（以下、開発条例）における本市との事前協議の際に、排水等に支障をきたさないよう指導するとともに、地元農業関係団体との協議・調整を

図るよう指導してまいります。⑨良好な農空間の維持 農地やその近隣での開発にあたっては、周辺の営農に支障をきたさないよう、事業者に対して地元実行組合等と十分に協議するよう指導されたい。

【回答】開発事業者には、開発条例における本市との事前協議の際に、周辺の営農に支障をきたさないよう、地元農業関係団体との協議・調整を図るよう引き続き指導してまいります。⑩農業用水路の占拠への対策 市が管理する農業用水路やその側道の里道上に個人が工作物（鉄板等）を設置し、物置や植木を置く等の行為で占拠を行っており、水路掃除を始めとした地域における維持管理に支障をきたしている。維持管理のみならず、事故発生時の対応の障害にもなりうるため、市において撤去するよう指導を徹底されたい。 【回答】里道・水路の不法占拠につきましては、関係法令に基づき除却及び原状回復に向け指導等の対応を行ってまいります。

Photo News

塚脇地区で野菜の収穫体験



塚脇地区で12月4日に「オープンのかつき」のプログラムとして、野菜の収穫体験が行われました。

このプログラムは市観光協会が主催で、高谷委員が収穫に際して説明・指導をしているもので、平成30年からおおむね年に2回、春と冬に開催されています。

家族で参加している方が多く、野菜の収穫が初めての子どもたちは自分の身長ほどに育ったダイコンや、珍しい赤いジャガイモに驚きながらイベントを満喫していました。



高谷委員(上)と参加された親子(下)



わらを使ったクリスマスリースづくり

12月20日
に郡家小学校で5年生



リースづくりを指導する
堤委員(上)と下村委員(下)

全4クラス119人を対象に、クリスマスリースづくりが行われました。これは学校学習田事業の一環として郡家地区で行われているもので、実行組合の方が各クラス2人ずつわらのヨリ方等、子どもたちに丁寧に指導しました。



子どもたちは慣れない作業に苦労しながらも、自分で用意した「飾り」で装飾し、完成したオリジナルのクリスマスリースを喜んでいました。

たかつき冬の農産物即売会が 安満遺跡公園で初開催



即売会で出店する石田委員(右)と渡邊委員(左)

12月18日に、高槻市農業振興団体協議会が主催する「たかつき冬の農産物即売会」が初めて安満遺跡公園で行われ、多くの農家の方々が出店しました。

地元高槻の新鮮で安心・安全な農産物や花苗などを求め、600人近い方々が来場し、大盛況となりました。